

自営業者の収入について

自営業の収入とは確定申告における所得金額ではなく、事業で得た売上金額から売上原価と直接的必要経費（その費用なしには事業が成り立たない最小限の経費）を差し引いたものです。

$$\text{自営業者の収入} = \text{売上金額} - (\text{売上原価} + \text{直接的必要経費}^*)$$

* 直接的必要経費とは

その費用なしには当該事業が成り立たない最小限の経費として、GE健康保険組合が認めたものです。

「直接的必要経費」として認められる経費の例

科目	認定可否	備考
売上原価	○	
給料賃金	×	従業員に対し給与等を支払う能力がある場合は、その従業員に対して社会的責任を果たすべき立場にあることから、健康保険制度の趣旨から考えれば、自らが被扶養者として被保険者の援助を受けて生活しているとは考えられないため認定の対象となりません。
租税公課	×	
荷造運賃	○	
水道光熱費	△	自宅で事業を営んでいる場合は事業負担分と自宅負担分の区別がつかないため基本的には認められません。
旅費交通費	△	事業内容により判断します。通勤のための費用は経費と認められません。
通信費	△	自宅で事業を営んでいる場合は事業負担分と自宅負担分の区別がつかないため基本的には経費として認められません。
広告宣伝費	×	
接待交際費	×	
損害保険料	×	
修繕費	△	事業内容により判断します。
消耗品費	△	事業内容により判断します。
減価償却費	×	
福利厚生費	×	
外注工賃	△	事業内容により判断します。
利子割引料	×	
地代家賃	△	自宅で事業を営んでいる場合、貸主が親族の場合は経費として認められません。
貸倒金	×	
雑費	△	事業内容により判断します。

○：直接的必要経費として認められる経費

△：事業の内容により直接的必要経費と認められるか判断します。

×：直接的必要経費として認められない経費

自営業の方の扶養認定・調査の提出書類

・確定申告書 第1表・第2表(写)

・収支内訳書または青色申告決算書(写)

※直接的必要経費であるか確認するため、裏付けとなる資料の提出が必要となる場合があります。品目や用途が分かる書類をご提出ください。